

平成30年11月21日

調査結果報告書

三田市行政監察員 村上英樹

通報受理日	平成30年10月11日	
通報の形態	・面接 ・郵便 ・電子メール ・FAX	(時 分～ 時 分)
通報者	・実名(※) ・匿名	所属部署
通報内容	<p>① 大雨や台風の際に、公共交通機関が運休した場合、特別休暇として認めたことについて、疑義がある。</p> <p>② 公共交通機関が運休したため、代替措置として自家用車を利用して通勤したが、防災要員としてではなかったことと、総務課からの通知がなかったことから、市役所近隣の有料駐車場を利用した。市営駐車場に駐車している職員もいて、無断で駐車場の無料化処理を行ったとしてもわからない。総務課が無料処理をした職員の数を把握しているのか疑義がある。</p>	
調査経過	<p>平成30年10月11日 公益目的通報を受理</p> <p>同日 市長に公益目的通報受理報告書を提出</p> <p>同日 事務局に調査依頼。</p> <p>11月5日 事務局より資料（雨や台風により公共交通機関が運休した場合の特別休暇について、駐車場無料処理の件数に関する表など）受理</p> <p>11月21日 調査報告書提出</p>	
調査結果	<p>第1 ①について</p> <p>1 法規</p> <p>「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」第13条1項(2)2項によれば、「風水震火災その他非常災害による交通しや断及び職員の現住居の滅失又は破壊」の事由により勤務することが出来ない場合において、任命権者がやむを得ないと認めたときは、「1日、半日又は1時間」の単位をもって特別休暇を与えることができる、とされている。</p>	

2 三田市における運用

大雨や台風などの場合における三田市の運用は、以下の通りである。

- (1) 特別休暇の適用は出勤した者を対象としており、出勤を妨げていた原因が解除又は回復されるまでの期間と、その後出勤に要する時間を加えた時間としている。
- (2) 職員の判断で出勤しなかったときは、特別休暇に該当せず有給休暇等となる。
- (3) 原因が回復せず、回復しても勤務時間中に出勤できない場合は、1日の特別休暇となる。
- (4) (公共交通機関が運休した場合の通勤方法)

三田市の場合、篠山方面はJRのみでありこれが運休となれば代替方法がない。宝塚方面の場合、JRが運休となつても一応阪急・神鉄経由の方法があるが長時間の移動を伴うのでそこまで求めていない。

代替としての自家用車の使用は可能としているが、この点は職員の判断に委ねている。自家用車で出勤した場合で就業時間に遅延した部分については、特別休暇として認めている。

3 検討

上記2の三田市における運用が上記1の条例施行規則に照らして適法であるかどうかを検討する。

上記1条例施行規則の定める特別休暇の趣旨は、地震・水害・火災等の災害又は交通事故の事故等の職員の責によらない原因によって、事実上、出勤することが著しく困難であると認められる場合には、社会通念に照らし勤務しないことが相当であるものとして認められているものである。

そうしたところ、上記2の運用は、交通機関の運休という職員の責によらない原因によって事実上出勤することが著しく困難である場合に限って特別休暇を与えるという条例施行規則の趣旨に沿う運用であるので、適法なものであるといえる。

第2 ②について

1 法規等

「三田市営駐車場条例」第10条によれば「市長が公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。」とされており、ここでいう規則については「三田市営駐車場

条例施行規則」第4条（6）「その他市長が必要と認めるとき」が定められている。

同施行規則第4条（6）の「その他市長が必要と認めるとき」の例示として、三田市の通知によれば、6項目が示されており、その中で「⑥ 災害時に職員が自家用車で参集する場合に使用する場合」が記されている。

2 調査により判明した事実

三田市では、上記「⑥ 災害時に職員が自家用車で参集する場合に使用する場合」として使用料免除の扱いになるのは、職員が災害用務で参集する場合に限られ、それ以外の一般職員の出勤については免除扱いとならない、との運用であり、その旨職員に周知されているとのことである。

平成30年7月から9月までの間で大雨、台風等により警報が発令された日の使用料免除処理がなされた件数について、来庁者・職員を区別した記録は残されていない。駐車券の使用料免除処理を行うカードリーダー設置部署別の処理総数については記録がある。

3 検討

通報内容である「総務課が無料処理をした職員の数を把握しているのか」との点については、上記2のとおり、職員に限った使用料免除処理の件数の記録はないから把握されていない。

上記2記載の運用のとおり災害用務に限って使用料免除処理が認められるというのが三田市のルールであるが、上記2記載の記録された処理総数は多数に上っており、災害用務に該当しないのに使用料免除処理をした職員が存在する可能性は否定できない。

上記ルールは職員に周知されたルールであるから本来的には職員各自のモラルにより遵守されるべきものであるが、実際にはルールに反した使用料免除処理をしようと思えば比較的容易にできることであるから、何らかの記録が残るようにしてルール違反を抑制する措置がなされれば望ましい。

もっとも、災害時・緊急時の処理についての問題であるのに、事務処理をいたずらに繁雑にしては本末転倒であるから、例えば、免除処理をする職員について最低限の記録（例えば、カードリーダー設置箇所に帳簿を備置して使用料免除処理をする者は氏名・所属・理由を記すなど）が残るようにする運用などが考えられる。

添付資料の内訳	
備 考	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。